

環境保全資金の対象事業の認定に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、中小企業等が行う環境保全の取組を支援するため、千葉県中小企業振興資金融資要綱（昭和47年千葉県告示第281号。以下「融資要綱」という。）第3条第12号に定める「環境保全資金」の融資に係る対象事業の認定について必要な事項を定めるものとする。

(融資対象事業)

第2条 環境保全資金の対象事業は別表のとおりとする。

なお、融資の対象となる経費は、別表に定める事業に要する経費（装置等を配置する建物部分については、事業に必要な範囲で対象経費に含める。）とし、法令等により助成を受ける場合には、その助成金額を控除する。

(認定申請)

第3条 環境保全資金の融資を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、融資申込みに先立って次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を知事に提出し融資対象事業の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。

- (1) 環境保全資金融資対象事業認定申請書（第1号様式）
- (2) 環境保全資金事業計画書（第2号様式）
- (3) 処理工程、効果など事業の具体的内容がわかる書類
- (4) 必要な法令手続きが終了している又は終了見込みであることを証する書面
- (5) 見積書、仕様書（カタログ）、図面（配置図、構造図）の写し
- (6) 「CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度」に登録していることを証明する資料の写し（ゼロカーボン促進事業のみ）
- (7) その他必要と認める書類

2 前項に掲げる申請書等は、環境生活部環境政策課に提出するものとし、提出部数は2部とする。

(認定通知書の交付)

第4条 環境政策課長は申請書等を受領後、部内関係課長と協議の上、必要な審査を行い、事業認定を行った場合は、申請者に対して融資対象事業認定通知書（第3様式）を送付する。

2 前項の通知を行った場合は、融資要綱第2条第1項第5号に定める取扱金融機関（以下単に「取扱金融機関」という。）に対し、申請者に対して認定を行った旨の通知書（第4号様式）を送付する。

3 取扱金融機関は、前項の通知に係る融資について実行又は否決の決定後から15日以内に、環境保全資金実行等報告書（第5号様式）を知事に提出するものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 施行期日前に第4条第1項の事業認定が行われた事業については、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

環境保全資金融資対象事業認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（所在地）〒
氏名（名称）
代表者
連絡先（電話番号）

環境保全資金の対象事業の認定に関する要領第3条第1項の規定により、融資対象事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者の概要

営業開始年月	年 月
資本金又は出資金	千円
従業員数	常時： 人 計： 人 臨時： 人
業種	許認可番号（有効期限）：
主な事業内容	

2 整備計画の内容

別紙のとおり

3 資金計画

(1)融資の概要

融資希望 金融機関 (支店名)	(支店)	融資希望時期	年 月
融資希望額 (融資対象事 業名)	千円 ()	融資予定期間	年
今回の融資における信用保証協会の保証の予定		有 ・ 無	

(2)所要経費及び資金調達計画

所要経費		資金調達計画	
区分	金額（千円）	区分	金額（千円）
		当該融資	
		その他の融資 ()	
		自己資金	
		国・地方公共団体の補助金 ()	
		その他 ()	
		()	
合計		合計	

*括弧には、具体的な名称を記載してください。

添付書類

- (1) 環境保全資金事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 処理工程，効果など事業の具体的な内容がわかる書類
- (3) 必要な法令手続きが終了している又は終了見込みであることを証する書面
- (4) 見積書，仕様書（カタログ）、図面（配置図、構造図）の写し
- (5) 「CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度」に登録していることを証明する資料の写し（ゼロカーボン促進事業のみ）
- (6) その他必要と認める書類

注1 認定の取得が、融資や保証を担保するものではありません。

- 2 ゼロカーボン促進事業及び環境保全事業の両事業について融資を希望する場合には、申請書は別葉にしてください。
- 3 事業認定後に融資希望金融機関を変更することはできないので、あらかじめ取扱金融機関に相談してください。
- 4 フロン類等排出削減対策のうち、省エネ型自然冷媒機器の設置については、CO2削減効果計算書を添付してください。

事業計画書

1 事業の概要

<p>事業の概要 (整備する装置等の内容 がわかるように記載して ください。)</p>	
<p>事業の目的・効果 (行政指導等の経緯があ れば併せて記載してくだ さい。またCO₂削減量 など効果が数値で示せる ものはその数値を記載し てください。)</p>	
<p>その他 (必要となる環境 関係法令等に基づく手続 き)</p>	

2 整備計画

<p>事業の内容 (施設, 装置 (数量・規 模) 等がわかるように記 載してください。)</p>	
<p>処理工程との関係 (処理工程がある場合 には、処理工程と整備計 画の関係がわかるように 記載してください。)</p>	
<p>経費の積算 (施設の工事費, 付帯工 事費等及び装置等の購入 費がわかるように記載し てください。)</p>	
<p>事業の実施時期 (着手予定, 完成予定, がわかるように記載し てください。)</p>	

第3号様式

環境保全資金融資対象事業認定通知書

環 第 号
年 月 日

申請者

様

千葉県知事

年 月 日付けで融資対象事業の認定申請のあった環境保全資金の事業計画については、環境保全資金の対象事業の認定に関する要領第4条第1項の規定により、下記のとおり対象事業として認定したので通知します。

なお、取扱金融機関に対しては、本日付けで認定を行った旨を通知したので申し添えます。

記

認定した事業区分 ゼロカーボン促進事業 環境保全事業

融資希望額 千円

認定した事業内容

第4号様式

環境保全資金融資対象事業認定通知書

第 号
年 月 日

取扱金融機関の長

様

千葉県知事

環境保全資金の対象事業の認定に関する要領第4条第2項の規定により、下記のとおり融資対象事業の認定をしたので通知します。

本通知に係る融資について実行又は否決の決定後から15日以内に、同要領第4条第3項の規定による環境保全資金実行等報告書を提出してください。

記

融資対象事業として 認定した申請者名 (法人にあつては名称 及び代表者氏名)	
認定申請者の住所 (所在地)	
認定した事業区分	<input type="checkbox"/> ゼロカーボン促進事業 <input type="checkbox"/> 環境保全事業
認定した事業内容	
融資希望額	千円
融資希望 金融機関名	

環境保全資金融資実行等報告書

年 月 日

千葉県知事 様

取扱金融機関名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で融資対象事業認定通知のあった件については、下記のとおりとしたので、環境保全資金の対象事業の認定に関する要領第4条第3項の規定により報告します。

記

債 務 者	事 業 者 名		
	住所又は所在地	本 社	
		事 業 場	
	(代 表 者) 氏 名		
実 行 内 容	事 業 の 内 容		
	貸 付 金 額		設備資金 運転資金 千円
	貸 付 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
	利 率		%
融 資 否 決	理由		

注1 融資を決定し、実行した場合には融資の実行内容の欄に、融資しないこととした場合には融資否決の欄に記載してください。

2 貸付金額の欄には、設備資金又は運転資金の区別を明示してください。